

## 鉱業登録令関係手数料

(鉱業登録令第10条第1項の規定により納付すべき手数料の額)

平成24年1月21日改正

納付しなければならない者	金額
鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿（鉱区図帳及び祖鉱区図帳を除く。）の謄本又は抄本の交付の請求をする者	用紙1枚につき 980円
鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄本の交付の請求をする者	鉱区若しくは祖鉱区の面積3,000アールにつき 2,080円
鉱業原簿若しくは閉鎖鉱業原簿又はその付属書類の閲覧の請求をする者	1鉱区又は1祖鉱区につき 820円

注：鉱区図及び租鉱区図の面積については、3,000アール未満の端数は、3,000アールに切り上げて、手数料を計算します。

（算出例）鉱区面積が12,340アールの場合

$$12,340\text{アール} \div 3,000\text{アール} = 4.11\dots \quad 2,080\text{円} \times 5 = 10,400\text{円}$$

### （書面による申請の手数料早見表）

#### 鉱業原簿の謄本

枚数	手数料(円)
1	980
2	1,960
3	2,940
4	3,920
5	4,900
6	5,880
7	6,860
8	7,840
9	8,820
10	9,800

#### 鉱区図の謄本

面積(アール)	手数料(円)	面積(アール)	手数料(円)
1 ~ 3,000	2,080	30,001 ~ 33,000	22,880
3,001 ~ 6,000	4,160	33,001 ~ 36,000	24,960
6,001 ~ 9,000	6,240	36,001 ~ 39,000	27,040
9,001 ~ 12,000	8,320	39,001 ~ 42,000	29,120
12,001 ~ 15,000	10,400	42,001 ~ 45,000	31,200
15,001 ~ 18,000	12,480	45,001 ~ 48,000	33,280
18,001 ~ 21,000	14,560	48,001 ~ 51,000	35,360
21,001 ~ 24,000	16,640	51,001 ~ 54,000	37,440
24,001 ~ 27,000	18,720	54,001 ~ 57,000	39,520
27,001 ~ 30,000	20,800	57,001 ~ 60,000	41,600